

次にもやのみすをかくもやは志んでんによりて四けんもしは五けんにてもあるなり、七けん四めんの志んでんならば、もや五けんにみすをかけて、うちにかべしろを引まはすべし、もやのみすをあげんことは、れいのき丁をもやにたて、そのてのうへにつかせて、あぐることもあり、それ無下にさがりたらば、そのてのうへにこぶしをにぎりあて、ふたこぶしばかりすかしてあぐべし、みすのこのつきやうは常のごとし。○中略

おほかたみすをかくることは、もやはおほひみすつねの事なり、はれならむかた、うはかへにかくべし、ひさしもおほひみすならんところは、はれうはかへにしてかくべし、おほひみすといふは、はしらのうへに、ひとへりをひきちがへて、すんほうをとるなり、ながさはなげしの志たより、志ものなげしのはなくさのかくる、程にとるなり、あぐることはもやは女房のことあらんには、さけてあぐべしき丁のてのうへ、またすこしすかして、そのうへに、ふたこぶしをすかしてあぐといふ、行幸だいきやうなどのみさうぞくには、たかくあぐべし、もやもひさしもあぐるには、こはしといひて、いたをうすくけづりて、いれてまきたるがよきなり、おほかたみさうぞくのよきといふは、みすよくあげてもかうよくひきしき。○下略

〔門室有職抄〕御所御裝束事

御疊ヲ引カサ子ムニ下ヘ可向御簾ハ御所タカクバ、母額モヤビタヨリモヒモヒトタケヲ可置、御所ヒキ
クバ、母額ト同程ニ可卷也、母屋ノ御簾ハ、五尺屏風ヲ下ニ立ニ、不障程ヲ可計也。○下略

〔建武年中行事正月〕ひの御座の御簾、南のはし北のがくの間をたれたり、しはさに承香殿の人むか
や中三間あるひは二間御簾そのまゝにあげたり、をのく木丁をたてわたす、ちかごろより内
などにて、あたりの間一間中はんにあぐることあり、ひが事なり、いまの代には本儀にまかせて、
つねのときのごとくこうまろをにあぐ。